

# 一宮市総合体育館

## ネーミングライツスポンサー募集要項



一宮市

## 1. はじめに

一宮市では、施設の有効活用により新たな財源を確保し、施設の継続的な維持・運営を図るとともに、スポーツの振興に資するため、一宮市総合体育館開館当初よりネーミングライツ事業を導入しております。

今回、第1競技場、第2競技場及び第3競技場のネーミングライツ契約（以下「契約」）が2025年度末で満了したことに伴い、新たに一宮市総合体育館の全体としてのネーミングライツスポンサー（以下「スポンサー」）を募集します。皆様には、この機会にぜひネーミングライツの活用をご検討いただきますようお願い申し上げます。

## 2. 募集概要

### (1) 対象施設

|       |                          |
|-------|--------------------------|
| 名 称   | 一宮市総合体育館                 |
| 所 在 地 | 一宮市光明寺字白山前 20 番地（光明寺公園内） |
| 建築面積  | 14,590.03 m <sup>2</sup> |
| 延床面積  | 17,235.36 m <sup>2</sup> |
| 利用状況  |                          |

| 年度      | 施設利用者数      |
|---------|-------------|
| 2021 年度 | 163,564 人   |
| 2022 年度 | 222,047 人   |
| 2023 年度 | 251,713 人   |
| 2024 年度 | 215,484 人 ※ |
| 2025 年度 | 243,037 人   |

※工事による休館あり。

大会実績等詳細につきましては市ウェブサイト（ID:1076645）をご確認ください。

### (2) ネーミングライツ料

募集価格は、1年につき300万円（消費税含む。）以上とします。

各年度、4月末日までに、一宮市の発行する納入通知書により納入するものとします。

### (3) 契約期間

2027年4月1日から2032年3月31日までの5年間とします。

## 3. スポンサーメリット

### (1) ネーミングライツによる権利

- ・施設等への愛称サイン掲示（別紙参照）
- ・施設内にスポンサーPRブース設置（長机1枚分程度、実施内容については応相談）
- ・一宮市（指定管理者を含む。）が発行する印刷物（広報、施設案内パンフレット等）及びウェブサイトへの愛称表示（利用者の混乱を避けるため、正式名称を併記する等の

措置を講ずる場合があります。)

- ・ 該当競技場の年間利用計画調整前の優先予約（年1回、連続した5日以内とします。）
- ・ 契約更新時の優先交渉権

## (2) 愛称の普及

一宮市は、契約締結後、速やかに法人等の名称、愛称、命名権料、契約期間等をウェブサイト等で公表します。

愛称の普及定着を図るため、一宮市総合体育館で行われる催事等の主催者、利用者、報道機関等に対し、愛称の使用について協力が得られるよう努めます。

## 4. 命名条件

命名にあたり、次の事項に留意してください。

- (1) 愛称には「総合体育館」という言葉を用いてください。
- (2) 愛称は、スポンサーの名称、事業等にちなむ文言で、10音節以内とします（「総合体育館」は除く。）。

例 ① いちみん（総合体育館）

イ・チ・ミン（総合体育館）の3音節

② 中央プラザ（総合体育館）

チュ・ウ・オ・ウ・プ・ラ・ザ（総合体育館）の7音節

説明 母音1つにつき、1音節とする。そのため、「ミン」や「チュ」は1音節となる。  
また、長音記号は音節に含まない。

- (3) 次に掲げるものについては、不適切なものとして使用を認めないこととします。

ア 法律、法律に基づく命令、条例及び規則等に違反するもの又はそのおそれのあるもの

イ 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

ウ 人権侵害、差別又は名誉毀損となるもの又はそのおそれがあるもの

エ 青少年の保護又は健全な育成の観点から適切でないもの

オ 政治性のあるもの又は宗教性のあるもの

カ 虚偽であるもの又は誤認されるおそれのあるもの

キ 個人の氏名

ク その他、一宮市が不適切と認めるもの

## 5. 愛称の表示

### (1) 費用負担

ネーミングライツ事業に伴う費用（維持管理含む。）の負担のほか、サイン等の作成・掲示・撤去・原状回復にかかる手続きや費用負担は、下記のとおりとします（ネーミングライツ料とは別途で負担していただきます。）。

| 区分                               | 市 | スポンサー |
|----------------------------------|---|-------|
| 屋外及び屋内のサイン作成・掲示 ※1               |   | ○     |
| スポンサーが設置したサインの維持管理               |   | ○     |
| 施設パンフレット等の印刷物及び<br>市ウェブサイトへの愛称表示 | ○ |       |
| サインの撤去・原状回復 ※2                   |   | ○     |

※1 屋外の道路標識等のサイン表示は、市や関係機関と協議のうえ行ってください。

※2 契約終了日を過ぎても撤去・原状回復（以下「撤去等」）が完了しない場合、市が代行する場合があります。その際の費用及び撤去等が完了しないことにより生じた損害金はスポンサー負担となります。

(2) サインの設置及び契約終了時の撤去時期

設置：2027年4月1日以降

撤去：契約最終年度の3月中

(3) その他の留意事項

- ・サイン等の掲示方法又は撤去方法は一宮市の指示に従うこと。
- ・サインや足場等の設置については事前に施設管理者と協議を行うこと。
- ・サイン等の掲示及び撤去は原則、一宮市総合体育館の休館日を行うこと。

## 6. 応募資格

法人格を有する団体に限ります。また、以下のいずれにも該当しないものとします。

- ア 応募期間内において公共団体から入札参加資格停止措置を受けている者
- イ 市税を滞納している者
- ウ 財務状況が不安定で契約期間中のネーミングライツ料の支払能力が十分認められない者
- エ 民事再生法又は会社更生法による再建中又は更生手続開始の決定を受けた者
- オ 代表者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に掲げる暴力団の構成員等である者
- カ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する風俗営業に該当する事業等を営む者
- キ 貸金業の規制等に関する法律に規定する貸金業を営む者
- ク その他、一宮市が不適切と認める者

## 7. 応募手続等

### (1) 募集期間

2026 年 10 月 1 日（木）から 11 月 20 日（金）まで

### (2) 提出書類

一宮市活力創造部指定管理課へ事前に電話連絡のうえ、開庁日の午前 9 時から午後 5 時の間に以下の書類を直接持参してください（正午から午後 1 時は除く。）。

- ア 申込書（様式 1）
- イ 誓約書（様式 2）
- ウ 登記事項証明書（商業登記簿謄本）
- エ 市税に滞納がないことの証明書
- オ 決算書（直近から過去 3 年分）
- カ 地域貢献した事が分かる書類（過去 3 年以内で、具体的な内容がわかるもの）
- キ 印鑑証明書
- ク 会社概要

※カについては、ある場合のみ提出してください。

### (3) 応募の取下げ

応募者は、優先交渉権者の決定までの間、応募の取下げをすることができます。

## 8. 選定方法

応募期間終了後、一宮市活力創造部ネーミングライツ（命名権）選定委員会において、応募資格の確認をした後に、提案金額、地域要件、愛称を審査し、優先交渉権者を選定します。選定結果については、応募者全員にお知らせします。

なお、合計評価点数が満点の 4 分の 3 に満たない場合は失格とさせていただきます。

また、優先交渉権者選定後、ネーミングライツを他者に譲渡・貸与することができません。

| 審査項目      | 採点基準                                              | 配点   |
|-----------|---------------------------------------------------|------|
| ネーミングライツ料 | ネーミングライツ料の提案金額                                    | 60 点 |
| 地域要件      | 市内に本社、支店または営業所等を有しているか<br>（本社 10 点、支店または営業所等 5 点） | 10 点 |
|           | 地域貢献の内容と件数                                        | 10 点 |
| 愛称        | 市民に誤解や混乱を与える恐れがないか<br>（他施設との類似性等）                 | 10 点 |
|           | 親しみやすさ、呼びやすさ、施設のイメージに合っているか                       | 10 点 |

## 9. 契約について

### (1) 契約の締結

優先交渉権者選定後、サインの設置方法や表記の字体等の協議を行います。愛称は提案時のものを使用しますが、一宮市において管理上支障が認められる場合は、協議の上、愛称の修正を行うことができることとします。協議が整った後、スポンサーとして契約を締結します（2027年3月に、市長室にて調印式を行います。）。

### (2) 契約の解除

優先交渉権者選定後に、応募資格を欠くこととなったとき、又は社会的信用を損なう行為により施設のイメージが損なわれるおそれがあるとき、ネーミングライツ料を滞納したときなど、スポンサーとすることが適当でないと認められるときは、一宮市は、優先交渉権者の取消し又は契約の解除をすることができることとします。契約解除の場合、1ヵ月以内にサインの撤去等を行ってください。サインの撤去等が完了しない場合は、市が代行する場合があります、その費用及び撤去等が完了しないことにより生じた損害金はスポンサー負担となります。

### (3) 契約更新時の優先

スポンサーは、次回契約更新時には、優先的に交渉することができます。

更新する場合は契約最終年度の6月30日までに書面にて意思表示するものとします。

## 10. 休館があった場合の取り扱い

改修工事等により、施設が全館休館となった場合、1日あたりのネーミングライツ料の2分の1に休館日数を乗じた金額を減額します。

一部休館については、別途ネーミングライツ料減額についての協議を行うこととします。

## ◎問い合わせ先

〒491-8501

一宮市本町2丁目5番6号

一宮市 活力創造部 指定管理課

TEL : 0586-85-7080 （直通）

E mail : [k-shitei@city.ichinomiya.lg.jp](mailto:k-shitei@city.ichinomiya.lg.jp)

## 【参考】

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 施設内容 | 第1競技場 3,261.08 m <sup>2</sup><br>有効床 68m×46m=3,128 m <sup>2</sup> (バスケットコート3面分)<br>観客席 1,994 席+車椅子 8 席<br>第2競技場 1,892.01 m <sup>2</sup><br>有効床 46m×37m=1,702 m <sup>2</sup> (バスケットコート2面分)<br>観客席 223 席+車椅子 2 席<br>第3競技場 1,867.66 m <sup>2</sup><br>有効床 46m×37m=1,702 m <sup>2</sup> (バスケットコート2面分)<br>観客席 172 席+車椅子 2 席<br>その他<br>多目的室、会議室2室、控室3室、来賓室2室<br>トレーニングルーム、ボルダリングコーナー ほか |
| 休館日  | 毎月第1、第3水曜日(祝祭日を除く)、12月29日から1月3日まで                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 利用時間 | 午前9時から午後9時まで                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 貸出単位 | 第1競技場・・・3分の1面2時間を1貸出単位とする。<br>第2競技場、第3競技場・・・2分の1面2時間を1貸出単位とする。<br>多目的室、会議室・・・1室2時間を1貸出単位とする。                                                                                                                                                                                                                                                                                      |

## アクセス

|      |                                               |
|------|-----------------------------------------------|
| 鉄道   | 名鉄本線「木曽川堤駅」から徒歩約30分<br>JR東海道本線「木曽川駅」から徒歩約30分  |
| 路線バス | 名鉄バス「名鉄一宮駅」3番のりば発 一宮市総合体育館行約23分               |
| 自動車  | 東海北陸自動車道・一宮木曽川インターから約5分<br>名古屋高速一宮東インターから約20分 |

総合体育館には常時216台分の駐車スペースを確保し、大会時には臨時駐車場として、高架下駐車場西側に約300台、河川敷地内に約500台分の駐車場を使用することができます。